

様式第2号（第5条関係）

令和4年7月27日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 佐 藤 則 男



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研修内容 「議員が守るべき政治倫理とは」
 廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研



※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	サトウ ノリオ
お名前	佐藤 則男
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	() -
E-mail	@



7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和4年7月15日 10:00～13:00
視 察 先	役場委員会室でオンライン研修
調査事項	「議員が守るべき政治倫理とは」
対 応 者	廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 （感想、政策提言、課題など）	7月15日 議会委員会室で10時30分から13時30分まで、オンラインで研修を受ける。 地方議員は、住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民の代表者である事。 地方議員は、特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者である事。 政治倫理とは、政治にかかわる者の行為規範であり道徳よりも、むしろ法規範に近い問題。 政治倫理の大きな意義の1つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との信頼関係を構築する事があげられる。 政治倫理規制対象 議員の被選挙権の喪失に該当しない刑法罰である、没収、科料、拘留、罰金を受けた者、刑法、あっせん利得処罰法等による罰則を受けていない者、議会の秩序罰である懲罰を受けていない者。 原則として違法ではないが適当ではない議員としての言動で、道義上問題となる者に対し政治倫理の対象とすることが考えられる。 大阪府堺市で、昭和56年学校建設に絡む公共事業で贈収賄事件が起こり、政治倫理条例を最初に制定をし、これを契機に令和2年12月末で全国全市区議会の実態調査した結果、815市のうち351市（43、1パーセント）町村議会実態調査結果、令和3年7月1日で議会基本条例の制定が357（38、6パーセント）政治倫理条例等の制定が319団体（34、4パーセント）とまだまだ低いと感じた。 議員の被選挙権喪失

議員の被選挙権の喪失については、刑法の収賄罪やあつせん収賄罪などの罪により実刑に処せられた者は、その刑の執行を終わるか、恩赦などによって刑の執行を免除されるかした後5年間選挙権を、10年間被選挙権を有しない事。

又、これらの罪により執行猶予付の刑に処せられた者は、その期間中について同じとする。

政治倫理条例制定の目的の変化

以前は実際に起こった汚職事件を契機に再発防止を目的として制定される事が多かった。

最近では長や議員等がその権限や地位を不正に行使して自己、または特定の第三者の利益を図る事を未然に防止する事を目的としている。

政治倫理条例の構成

- 1 政治倫理基準
- 2 資産公開制度
- 3 問責制度
- 4 政治倫理審査会（住民による調査請求権）

政治倫理条例の対象

町長 副町長 教育長 議員

政治・行政の運営に大きな影響を及ぼすだけでなく、一般の人がしりえない情報に接する機会があり、権限や影響力の不正利用が容易な立場にある。

その不正行為により公正な政治・行政運営が著しく損なうことができる者であるから。

政治倫理の基準

- 1 不正疑惑行為の自粛
- 2 地位利用の金品授受の禁止
- 3 請負等のあつせん禁止
- 4 職員に対する職務執行への不当介入の禁止
- 5 職員の採用等のあつせん禁止
- 6 道義的批判のある企業献金の自粛

政治倫理違反への罰則の限界

普通地方公共団体の議会の会議、又は委員会において、議員は無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはな

らない。

議員は議会の品位を重んじなければならない。

地方公共団体の議会はこの法律並びに、会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科する事が出来る。

政治倫理と兼業禁止・2親等請負の規制

意義 議員が役員に就任にしている法人と、議員が所属する地方公共団体との間で請負関係に立つことを禁止している制度。

兼業禁止の趣旨

議員は議会の一員として予算や契約の締結等において議決権等を有し、直接間接に地方公共団体の事務執行に関与出来る立場で議員が地方公共団体の間で利害関係に立つと議会運営の公正や事務執行における適正化を確保する事が難しくなる。

誓約書の提出

お互いの合意事項等について行き違いをなくしトラブルを防止する目的で、基本的に効力は無いものの、社会的妥当性があつた場合には効力を持つ。

誓約書にサインした事によって約束を厳守しなければならない。

法的証拠として有効だが、誓約書に反したからといって直ちに罰則が科されるものでわない。

資産公開制度

資産報告は毎年行う。

資産報告を住民に対し公開する事。

資産報告に疑義があつた場合、住民が調査請求する事ができる。

調査結果を公表する事。

資産報告の対象

議員本人だけでは名義替えによる資産隠しの脱法行為を防ぐため配偶者と生活を同じく

する親族も対象とするのが適当。

政治倫理規制対象の変化

以前は、議員の贈収賄をはじめとする議員の権力に由来する中

立公平性を害する行為を対象。

最近は、セクハラ・パワハラをはじめとする議会外での不適切な言動を対象。

政治倫理審査会の意義

政治倫理条例を構成する政治倫理基準（及び資産公開制度）の尊厳をチェックする機関調査請求権とともに政治倫理条例の実効性を担保。

審査会の構成員

審査会の構成人数や属性等を条例で明記する必要あり。

政治倫理審査会の権限

政治倫理条例違反に関する事実解明のための調査権

条例違反の有無を認定する審決権。

違反に対する措置の勧告権。

中立公平な立場から受動的な権限のみが原則として認められ、能動的な権限は認められていない。

審査会権限の具体例

資産等報告書の疑義、政治倫理基準や請負辞退等の違反で住民の調査請求があった時必要な調査、報告、勧告を行う事。

政治倫理の確立を図るため長からの諮問に対し協議し答申すること。

政治倫理条例に基づき設置された審査会の調査権については、法的効力はなく相手方の同意による任意の調査権しかない。

調査の相手方が応じない場合、必要に応じて 100 条調査権に切り替える時もある。

審査会意見書の効力

法的な権限を有するものではなく、意見書を受理した長、又は議長が意見書を尊重する。

議員への身分等の直接的な罰則規定は設ける事は出来ない。

違反の公表や辞職勧告決議等の議会の意思表示は可能。

パワハラ・セクハラ等の取り扱い（パワハラ定義 3 要件）

1 職場において行われる、優越的な関係を背景とした言動

2 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

3 労働者の就業環境が害されるもの

セクシャルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する（性的な言動）により労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること。

ハラスメントの判断基準

被害者の主観を出発点とし、平均的な被害者を基準に考える必要がある。

セクハラの場合、男女の認識の違いにより生じている面がある。

平均的な女性労働者の感じ方と平均的な男性労働者の感じ方を基準とする必要がある。

上司等が権力関係を利用してセクハラの場合、部下や他の職員が明確に意に反する事を示せない場合が多いことは問題となることに留意を要する。

パワハラ・セクハラ等の防止対策

1 組織のトップのメッセージ

議長が議会からハラスメントをなくすべきであることを明確に示す。

2 ルールを決める

議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。

予防・解決について方針やガイドラインを作成する。

3 実態を把握する。

議員・議会事務局職員に対するアンケートを実施する。

4 教育する。

研修をする。

5 周知する。

議会としての方針や取り組みについて周知・啓発を実施する。

セクハラにあった時の措置

1 はっきりと拒絶の意思を相手に示し、その行為がセクハラだという事を相手に伝える。

2 問題を整理して記録すること。（日時や場所・具体的状況を記録する。）

3 相談をすること。

私見

議員として立場と職責を十分に認識をし、法令・条例を遵守し良識をもって町民の模範となるよう行動しなければならない。

また、パワハラ・セクハラについては無意識のうちに相手の心に傷をつけていると思う。言動にはいま一度気おつけなければならない。

SNS 等については、議会の打ち合わせがあった後、議会外で打ち合わせの内容が発信されている事がある。

いま一度気おつけなければならない。

パワハラ・セクハラについて、また、SNS についても打ち合わせをした方がいいと思う。

ガイドラインも決めるべきだと思う。